

# 加盟国協議に諮られた仕様書案 及び我が国から提出したコメント



# 仕様書（Specification）とは

---

- （1）今後作成する国際基準（ISPM）の内容及び適用範囲の概要を述べたもの。
- （2）加盟国は仕様書案について、コメントを提出することができる。コメント提出期間は60日間（2018年は7月1日～8月31日）。
- （3）基準委員会で承認された後、仕様書に従ってISPM案の作成が行われる。



# 仕様書案 木材品目の移動に関連するリスク管理 のためのシステムズアプローチ\*の利用

## 背景・目的

- ・各国では、木材品目の病害虫リスク管理処理として、臭化メチルくん蒸や熱処理が広く利用されているが、臭化メチルはモントリオール議定書により使用量削減が求められており、熱処理は実用的でないこともある。
- ・単独の植物検疫措置による病害虫リスク管理が困難なケースにおいて、システムズアプローチによる総合措置の適用が効果的なことがあり、また当該措置の適用により貿易の促進や拡大ももたらしうる。

## 適用範囲及び目的

- ・本基準（又は附属書）は、木材品目のシステムズアプローチで使用されうる措置のタイプ、防除の対象となる主要な有害動植物のグループ、及び個々の措置の効果や有効性の評価方法について、技術的な指針を提供する。
- ・本基準は、システムズアプローチの措置の組合せにより防除される個別の病害虫に対する詳細な指針も提供する。

\*システムズアプローチ：異なる措置を集約する病害虫リスク管理の選択肢であって、そのうち少なくとも2つは独立して機能し、累積的な効果があるもの（ISPM5「植物検疫用語集」）



# 仕様書案 木材品目の移動に関連するリスク管理のためのシステムズアプローチの利用

## 基準作成にあたり考慮すべき主な事項（1/2）

- ・ 既存のISPM(No.14,39\*)、関連する地域基準及びシステムズアプローチにより認定済みのプログラムを考慮。
- ・ 本基準で対象となる品目の実態と、関連する主要な有害動植物のグループを記載。
- ・ 国家植物防疫機関(NPPO)に対し、システムズアプローチにおける可能な植物検疫措置にかかる個別の指針を特定及び提供。これら指針は、木材の種及び特性、製造工程、並びに関連する病害虫が考慮される。その措置は、原材料の収穫前、収穫時又は輸送時、加工時若しくは輸出又は輸入時に適用され、以下を含む。
  - 植物種及び原産地の観点からの木材の選抜
  - 検査
  - 有害動植物のモニタリング
  - 木材の選別
  - はく皮、のこ引き、かんな引き等の機械加工工程
  - 実験室での同定診断
  - 植物検疫処理の適用
  - その他、病害虫リスク解析により特定された病害虫リスクに対して適用可能なツール

\* ISPM14：病害虫リスク管理のためのシステムズアプローチにおける統合措置の利用

ISPM39：木材の国際移動



# 仕様書案 木材品目の移動に関連するリスク管理 のためのシステムズアプローチの利用

---

## 基準作成にあたり考慮すべき主な事項（2/2）

- ・ システムズアプローチにおける、寄生エリアとペストフリーエリアとの関係性及びサーベイランスの一般的見地を検討。
- ・ 品目の用途がペストリスクに影響するかどうかを検討。
- ・ 統合措置の有効性の評価に必要な手順を記載。
- ・ 輸出国NPPO, 輸入国NPPO及び第3者機関における個別の責任を記載。
- ・ 不適合の構成要素を記載し、適用される是正措置に関する指針を提供。
- ・ 本トピックを単独の国際基準とすべきか、あるいは既存の国際基準（ISPM39）の付属書とするかを検討。
- ・ 生物多様性及び環境への影響について検討。
- ・ 締約国における国際基準の実施について検討し、潜在的な運営及び技術的な実施上の課題を特定。



# 仕様書案 木材品目の移動に関連するリスク管理 のためのシステムズアプローチの利用

---

## 我が国から提出したコメント

- ・本仕様書で用いられている「木材品目（Wood Commodities）」の定義を明確にすべき。（ISPM5（植物検疫用語集）で定める「木材（Wood）」の定義と同一かどうかを明確化。）
- ・病虫害リスクに関する措置として、保管場所における管理も重要と考えるため、「保管場所における病虫害の再汚染の防止」を追加すべき。
- ・それぞれの措置やその組み合わせによる病虫害リスク管理の科学的な根拠を考慮すべき。